

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全ステップ

特集Ⅰ

危険回避プロジェクトを推進

「たちどまる力」ポリシーに
流機エンジニアリング

特集Ⅱ

1人当たり医療費平均下回る


毎朝15分の「スロトレ」
協和・健康経営

ニュース

評価表にパワーハラを追加

厚労省 精神障害の労災認定基準改正

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

安全衛生動画レポートも配信中です

2020

7/1

No.2357

■ 災害のあらまし ■

運送会社Bに勤務するAが、荷主の作業所で自社のトラックの荷台に入れていた荷物の積み込みや整理作業を行っていた。荷台で後ろ向きで歩いていたとき、背中側をよく見ずに誤って足を滑らせて荷台から落ちて、頸椎症性脊髄症となり、約半年の労務不能となる休業で通院加療を要する見込みとなった。

■ 判断 ■

本人に過失があったものの、業務上の災害として労災認定された。

■ 解説 ■

今回の災害は、トラックの荷台より荷物（大小色々あり）を積み込み・荷物の整理作業をしていた際に発生。荷台で後向きに歩いていた際に背中側の足元をよく見ていなかったため足を滑らせ誤って頭から地面に落ちてしまった。そのとき、被災したAは保護帽を着用していなかった。そのため、首のあたりを痛め、頸椎症性脊髄症となり休業することになった。業務は一人で行っていたため目撃者は不在だった。荷主側の会社の者が救急車を呼び、すぐに病院に搬送された。B社従業員が現地に行き確認をしたところ、業務作業中の転落によるものに間違いなく、業務起因性があり、業務遂行中に発生した負傷のため、労働者が事業主の支配下にある状態で発生したものであるため労災認定となった。

厚生労働省によれば、陸上貨物運送事業については過去20年間、減少傾向がなく、特に荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害の1割に達しようとしている。そのなかで荷役作業での

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

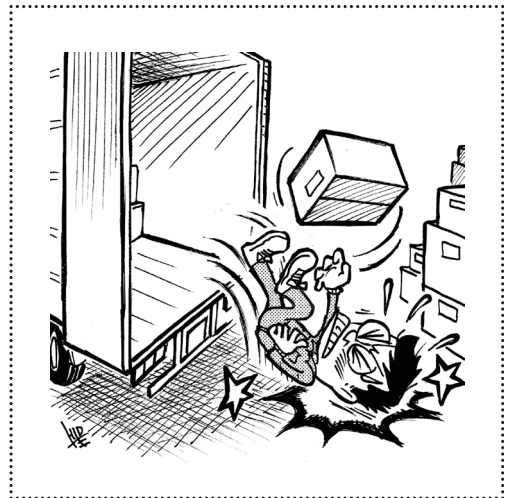
一般社団法人SRアップ21 兵庫会
社会保険労務士 夢野事務所
所長 夢野 智行

第314回

労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうち8割は貨物自動車の運転者が被災している。陸上貨物運送事業における労働災害の特徴として、「墜落・転落」が28%と最も多く、トラックからの「墜落・転落」が7割を占める実態にある。この課題の解決に向け「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」が公表されている。

また、国土交通省の「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」も公表されている。「運送の都度、荷の種類、荷役場所や施設・設備などが異なる場合が多い」「荷主先での荷役作業については、労働者に直接、指示や支援をしにくい」といった荷役作業の特徴を踏まえ、荷主など（荷主、配送先、元請事業者など）にも荷役作業の安全対策について協力を求めているところである。

荷役作業における「トラックからの墜落災害」の防止対策として、①作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸などの確認、整理・整頓を行う、②不安定な荷の上ではできる限り移動しない、③荷締め、ラッピングなどは、荷や荷台上で行わず、できる限り地上から、または地上での作業とする、④安全帯を使用する（取付設備がある場合）、⑤墜落時保護用の保護帽を着用する、⑥荷や荷台の上での作業は、フォークリフトの運転者などから見える安全な立ち位置を確保する、⑦荷や荷台の上での作業は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしない、⑧滑りやすい状態では、耐滑性のある靴を使用する、⑨あおりを立てる場合には、必ず固定する、⑩荷台への昇降は、昇降設備を使用する、⑪3点確保（手足の4点のうち、どれか1点を動かすときは、必ず残り3点を確保）



を実行する、など取り組んでいただきたい事項として挙げている。

今回の事故は、特に⑦にあてはまっている。背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしない。つつい急いでたりすると忘れがちになるのかもしれない。⑤で指摘しているとおり保護帽をしていたら軽傷で済んでいたことが推測される。

人材不足といわれる昨今であるが、ドライバー不足も例外ではないと思われる。

山口労働局・労働基準監督署より「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき「荷役作業現場のチェックリスト」が公表されている（令和元年5月）。荷主などの場所で行われる荷役作業については、荷役作業を行う労働者を直接巡視することなどによって指導することが難しいため、ドライバー1人ひとりに「安全を最優先に荷役作業に取り組む」意識が熟成されるよう、先のチェックリスト事項の徹底などについて、安全衛生教育を実施し確認しておくことが必要となる。

貨物自動車の運転者の労働災害が減少傾向に向かい、ドライバー不足の解消に少しでもつながってほしいものである。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp